

3 第3次福島県長期総合教育計画策定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次福島県長期総合教育計画（以下「第3次教育計画」という。）策定のため、教育庁内に長期総合教育計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本県の教育の現状と課題の調査研究に関すること。
- (2) 第3次教育計画の原案を審議すること。
- (3) 第3次教育計画の第1期実施計画の原案を審議すること。

(専門委員会の構成及び運営)

第3条 専門委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 専門委員会に委員長、副委員長を置く。委員長には教育次長、副委員長には総務課長並びに財務課長を充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門委員会及び幹事会を招集する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代理する。

(幹事会)

第4条 専門委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に議長を置き、総務課主幹をもって充てる。
- 4 議長は、幹事会の運営に当たる。

(幹事会の業務)

第5条 幹事会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本県の教育の現状と課題の調査研究に関すること。
- (2) 第3次教育計画の原案を作成すること。
- (3) 第3次教育計画の第1期実施計画の原案を作成すること。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。